

公益信託 和歌浦湾安全対策基金 2026年度募集要項

和歌浦湾及びその周辺水域における漁業が和歌山マリーナシティのマリンレジャー活動と調和しながら発展することを目指して、漁業の安全操業、漁業の振興に対する諸施策を実施する指定組合等の漁業団体が行う、漁業の振興に関わる事業に対して助成を行います。

1. 助成対象について

2026年度は、当基金が指定組合等と定める漁業組合（合併等により消滅した場合は、指定組合等の事業を承継する団体も含む）及び指定組合等を会員とする漁業協同組合連合会が行う、次に掲げる助成事業に対して必要となる経費ならびに共同利用施設等の整備、改修、修繕等に要する費用に対して助成します。

- (1) 漁業振興事業
- (2) 漁業活動継続基盤支援事業

2. 助成対象事業者

当基金が指定組合等と定める漁業協同組合（合併等により消滅した場合は、指定組合等の事業を承継する団体も含む）及び指定組合等を会員とする漁業協同組合連合会

3. 助成対象事業

2026年度は、新設した漁業振興関連の2事業について募集いたします。

助成対象事業の詳細については、和歌山県水産振興課及び管内振興局あてお問い合わせください。

(1) 漁業振興事業

項目	内容
助成対象経費	指定組合等に係る漁業の振興及び生産物のPRのための事業に要する経費 (ア)ポスター及びパンフレット、ホームページ、PR動画その他の作成、朝市その他PRイベントの実施 (イ)直営の産直市場や生産物飲食スペース等の整備及び改修
助成率	対象事業費の全額
助成額	(ア)上限 300万円 (イ)上限 300万円 ※ただし、新たな整備・改修により、特に多くの集客を見込める場合は、1,000万円を上限とする。 「特に多くの集客を見込める場合の基準」 以下のいずれかの基準を見込める 【利用者数】 既存施設：改修等により当該施設の年間利用者数が20%以上の増加を見込める 新 設：新設した施設の年間利用者数が1万人以上見込める 【売上】 売上高が申請時の20%以上の増加を見込める

(2) 漁業活動継続基盤整備事業

項目	内容
助成対象物件	次の①から⑨までのいずれかに該当するもの ① 製氷施設 ② 貯氷施設 ③ 冷蔵施設 ④ 冷凍施設 ⑤ 燃油供給施設 ⑥ 荷さばき施設 ⑦ 上架施設 ⑧ その他漁業活動の基盤となる共同利用施設・組合事務所等 ⑨ ①から⑧の付帯施設
付帯施設	上記⑨の付帯施設は、①から⑧の利用に必要な不可欠な設備等
助成対象経費	整備、改修及び修繕、または施設の集約化に伴う撤去等に要する経費。 ただし、建物及び付属施設、構築物、機械及び装置に限るものとし、所有・管理・運営等が公共（県、市、外郭団体等）である施設の整備は、対象外とする。
助成基準額	上限 3,000万円（総額） 下限 3万円（1件あたり）
助成率	原則3分の1
助成額	助成対象経費に補助率を乗じて得た額（1円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てた額） 上限 1,000万円 下限 1万円（1件あたり）

備考

- 1 漁業活動継続基盤整備事業については、国、県のその他の補助金、市町村その他団体の補助金の交付対象となっているものは、助成事業者の自己負担額が助成基準額の6分の1未満になる場合は、助成事業者の自己負担額が6分の1になるよう助成額を調整するものとする。
- 2 漁業活動継続基盤整備事業の撤去は、周辺住民や組合員に危険を及ぼす建築物等の撤去も対象とする。
- 3 助成対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

4. 助成対象事業の期間

助成対象となる事業の期間は、事業全体の実施期間に関係なく、2026年4月1日から～2027年3月31日までとします。

5. 助成申込書について

三井住友信託銀行のホームページの公益信託募集案内一覧のページからダウンロードしてください。「都市環境の整備・保全」（URLは当募集要項末尾記載の【公益信託 和歌浦湾安全対策基金事務局】に記載。なお、2026年5月27日より閲覧が可能となる予定です。）

6. 応募方法について

「助成金等交付申請書」（別紙様式2）に必要事項を記入し、事業の全容がわかる計画書等の資料と、該当する費用の見積もり書を添付して、応募期間内に当基金事務局まで郵送してください。（応募書類は返却いたしません。）資料の添付もれにご注意ください。

7. 助成金等交付申請書記入上の注意事項

- (1) 費用の妥当性を判断するために必ず最新の見積書及び施設の位置図を必ず添付すること。
- (2) 「助成金等交付申請書」の『申請事業または活動』内容を記載する欄には、貴団体の活動が当基金の信託目的（助成対象事業）に資することを分かり易く記載してください。
- (3) 施設の改修・修繕を予定しているが、金額が確定していないものは、交付申請書に概算で記載し、積算根拠も添付すること。

8. 応募期間について

2026年5月27日（本状受領次第応募可能とします。）～2026年8月31日（必着）。
なお、期限につきましては、手続きの都合上厳守させていただきますので、あしからずご了承ください。

9. 選考方法について

当基金運営委員会（9月下旬開催予定）の審議を経て、受託者が受給者及び助成金額を決定します。

10. 助成金の給付について

給付決定後、「助成金採用決定通知書」を送付するとともに、2026年10月中を目処に届出の振込口座に銀行振込により給付いたします。

11. 報告書等の提出について

受給者は、助成を受けた活動についてその完了の日から2ヶ月以内に「助成金使用報告書」（別紙様式3）を、当基金事務局に提出していただきます。添付書類として、領収書(写)、整備、改修、修繕及び撤去した施設等の写真、事業実施位置図も併せて提出していただきます。
なお、助成を受けた年度内に事業が完了する見込みが立たなくなった場合には、直ちに受託者に報告の上、対応方法を打ち合わせてください。その場合であっても、2027年3月末時点で中間報告を文書にて当基金事務局に提出していただきます。
また、事業は完了するものの、未使用金が発生する見込みとなった場合には、年度内に返金の手続きをとっていただく必要がありますので、2026年12月末時点で一旦事業の進捗をご確認の上、かかる事態が想定される場合は速やかに受託者にご相談いただき、返金の指示を仰いでください。

12. その他

漁業振興関連の事業は2026年度、2027年度にわたって実施し、予算総額は2年間で86百万円を見込んでおります。なお、助成の決定には審査があり、先着順ではございませんが、2026年度で予算を使い切った場合は、2026年度で当事業は終了となりますので、ご承知おきください。是非、和歌浦湾および周辺海域の漁業振興の礎を築く諸施策にお役立てください。

以上

【公益信託 和歌浦湾安全対策基金事務局】

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム 和歌浦湾安全対策基金 申請口
〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時）

助成申込書掲載URL

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>